

〔地区計画〕

理 由 書

東原新町・上原町のうち、「準住居地域」へ変更する箇所において、文教・業務地の形成に向け集積を図る公的集客施設や教育施設等以外の建築物の立地を制限し、周辺の良い住環境を保全するため、「地区計画」を指定する。